



## 文化財愛護シンボルマーク

このシンボルマークは、ひろげた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱(組みもの)のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

### 1. 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、その他文化的所産で歴史上価値の高いもの

### 2. 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他無形の文化的所産で歴史上芸術上価値の高いもの

### 3. 民族文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解に欠くことのできないもの

### 4. 記念物

史跡……貝塚、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡で歴史上、学術上価値の高いもの  
名勝……庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、その他の名勝地で芸術上、鑑賞上価値の高いもの  
学術上価値の高いもの  
動物……生息地、繁殖地、渡来地を含む  
植物……自生地を含む  
地質、鉱物……特異な自然の現象の生じている土地を含む

### 5. 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

周知の遺跡が含まれる地域内で土木工事等を行う場合や工事中に遺跡や遺物(土器・石器など)を新たに発見した場合には「文化財保護法」の適用をうけますので、町教育委員会へ連絡し指示を受けてください。 ☎ 0240-34-2444